

i m a - n e t 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

当システムは、「ISUZU MOTOR AUCTION INTERNET SERVICE」と称する。
(以下「i m a - n e t」という。)

第2条 (目的)

本規約は、i m a - n e tにおける中古車取引が円滑且つ公平に進められることを目的として定めるものとする。また、本規約に定めのない事項については、いすゞモーターオークション（以下IMAという）規約に準ずるものとし、その規約にのっとった運営、管理を基本とする。

第3条 (運営会社等)

i m a - n e tは、株式会社いすゞユーマックスが事務局となり運営を行うものとする。

第4条 (運営上の免責)

i m a - n e tは、インターネットを利用したコンピュータシステムであるため、以下の場合には免責されるものとし、事務局は一切の法的責任・賠償責任を負わないものとする。

- ① 接続環境、接続機器等の障害により正常な情報の受配信が行われなかったとき。
- ② 会員（i m a - n e t会員及びi m a - n e t L I T E会員をいう。以下単に「会員」という場合において同様。）の操作ミス及びID・パスワード等の管理ミスによって生じた損害。
- ③ コンピュータウイルスやスパイウェア等に起因する損害。
- ④ 天変地異、災害等によりi m a - n e tの運営を継続することが不可能となったとき。
- ⑤ 以上に準じる事由が発生した場合に生じた損害。

第5条 (規約の改定)

諸般の情勢の変化により本規約の改定を事務局が必要と認めた場合、事務局は、規約の全部又は一部を任意に改定し、会員に当該改定の内容を通知するものとする。

第2章 会員

第6条 (会員の資格)

i m a - n e tの各会員は、次の各号の要件を満たしているものとする。

1. i m a - n e t会員
 - ① IMAの正会員であること。

- ② 本規約の遵守を確約したこと。
 - ③ 事務局が指定する接続環境を有していること。
 - ④ 会費及び入会金を支払うこと。
2. i m a - n e t L I T E 会員
- ① I M A の正会員であること。
 - ② 本規約の遵守を確約したこと。
 - ③ 事務局が指定する接続環境を有していること。

第7条（入会及び利用することができる機能）

I M A の正会員は本条第1項または第2項に記載する方法で会員となることができ、会員は i m a - n e t を利用することができる。但し、会員は第3項各号の区別に応じて各号に定める機能のみを利用することができる。

1. i m a - n e t 会員加入方法

- ① i m a - n e t を利用する場合、本規約の内容を確認の上、所定の入会申込書に必要事項を記入し事務局に提出するものとする。（以下「入会希望者」という。）
- ② 入会希望者は、事務局が当該入会申込みを審査の上、入会を承諾した場合において、次条及び第9条に定める入会金及び会費の支払を完了した時に、入会するものとする。

2. i m a - n e t L I T E 会員加入方法

- ① i m a - n e t L I T E を利用する場合、i m a - n e t からお申込み頂き I D ・パスワードが発行された時に、入会したものとする。

3. 利用することができる機能

- ① i m a - n e t 会員
 - ・ i m a - n e t （ライブ応札、不在入札、ライブ調整、ワンプライスその他事務局が利用を認める機能）
 - ・ U - C O N （在庫共有）
- ② i m a - n e t L I T E 会員
 - ・ i m a - n e t （不在入札、ワンプライスその他事務局が利用を認める機能）

第8条（入会金）

- 1. 事務局から入会の承諾を得た入会希望者（i m a - n e t 会員に係るものに限る。）は、入会金として19,000円を入会に際して納入しなければならない。但し、消費税相当額を別途加算する。
- 2. 入会金は、いかなる場合においても返却しない。
- 3. 入会金は、事務局指定の金融機関口座に振り込んで支払うものとする。

第9条（会費・使用料）

- 1. i m a - n e t 会員の会費は、年額57,000円（消費税別途）とする。但し、入会時に支払うべき会費は、月額4,750円（消費税別途）に、加入月から期末（毎年3月）までの残月数（1ヵ月未満切上）を乗じた額とする。

2. 前項の会費は、毎年4月1日を基準日とし翌1年分を事務局が定める支払日までに事務局が定める支払方法で支払うものとし、途中で退会しても返還されないものとする。
3. i m a - n e t 会員は追加IDを取得した場合は、前項に定める会費に加えて、追加IDの取得数及び当該追加IDにおいて利用可能な機能に応じた以下の使用料を支払うものとする。
 - ・ ライブ応札コース（追加されたIDを用いてライブ応札機能及び不在応札機能を利用することができるコースをいう。）

加入初年度は、1追加IDあたり月額使用料4,750円（消費税別途）に、加入月から期末（毎年3月）までの残月数（1ヵ月未満切上）を乗じた額を事務局が定める支払方法にて支払うものとし、以降1年毎に会費に加えて1追加IDあたり年額57,000円（消費税別途）の使用料を支払うものとし、なお、途中で退会しても返還されないものとする。
 - ・ 不在応札コース（追加されたIDを用いて不在応札機能を利用することができるコースをいう。）

加入初年度は、1追加IDあたり月額使用料1,900円（消費税別途）に、加入月から期末（毎年3月）までの残月数（1ヵ月未満切上）を乗じた額を事務局が定める支払方法にて支払うものとし、以降1年毎に会費に加えて1追加IDあたり年額22,800円（消費税別途）の使用料を支払うものとし、なお、途中で退会しても返還されないものとする。

第10条（会員の有効期間）

会員の有効期間は、入会した時から脱会又は会員資格喪失時までとする。

第11条（会員の義務）

1. 会員は、本規約を遵守し、事務局や他の会員に迷惑をかけてはならない。
2. 会員は、i m a - n e t に関連、付随して知り得た秘密情報及び特定の個人のプライバシーに属する情報を第三者に開示、又は漏らしてはならないものとする。
3. 入会時に発行されるID及びパスワードは全て会員の責任によって管理する事とする。

第12条（会員の権利の制限）

1. 会員が車両代金その他支払代金を遅延した場合は、遅延が解消するまでi m a - n e t を利用することができないものとする。
2. 事務局は会員に対し、与信限度額を設定することができる。この場合において、当該与信限度額は事務局が決定し、会員は決定された与信限度額に対して一切の異議を申し立てることができない。

第13条（会員の禁止行為）

会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- ① 会員登録、及びi m a - n e t の利用にあたり名称、連絡先、メールアドレスなど虚偽の届出をすること。
- ② 会員資格を第三者に譲渡し、または担保とすること。
- ③ 事務局の注意、告知を無視すること。

- ④ 一切の名誉毀損、嫌がらせ、脅迫、プライバシー侵害、著作権侵害その他他者の法的権利を侵害すること。
- ⑤ 不適切、わいせつ、その他違法な情報を配布・流布すること。
- ⑥ ウィルスその他汚染されたデータ・ファイル等を使用、または提供すること。
- ⑦ 本システムの内容を改竄、削除すること。
- ⑧ i m a - n e t に登録されたデータを解析又は分析して、営利目的で使用するすること。
- ⑨ 他の会員の利用を妨害すること。
- ⑩ 車両の走行距離メーターの改ざん。
- ⑪ 会員以外の者に i m a - n e t を介して車両を売買させること。
- ⑫ その他本規約に違反する行為をすること。

第14条（会員資格の喪失）

- 1. 会員が次の各号の一に該当したときは、当該会員の会員資格を喪失する。
 - ① 会員が破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生法の申立てをなし、又は第三者からこれらの申立てを受けたとき。
 - ② 会員が手形・小切手につき不渡処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能となったとき。
 - ③ 会員が事務局に対して有する債権を他に譲渡し、又はこの債権について他から差押、仮差押、仮処分等の処分を受けたとき。
 - ④ 会員が車両代金その他支払代金の支払いを怠り、事務局規定の支払期限を徒過したとき。
 - ⑤ 任意に退会したとき
 - ⑥ 第13条に違反したとき
 - ⑦ 会員が公序良俗に反する行為をしたとき。
 - ⑧ 会員が本規約の各条項に定める禁止行為を行ったとき。
 - ⑨ その他会員として不適当な行為が認められたとき
- 2. 会員は、次の各号の要件を満たしていることを条件に任意に脱会することができる。
 - ① IMA及びi m a - n e t に対する債権債務がないこと。
 - ② 在庫共有システムU-CONに登録している車両がないこと。
 - ③ 在庫共有システムU-CONで商談中の車両がないこと。

第3章 出品

第15条（出品関係）

いすゞモーターオークション会員規約に準ずる。

第4章 応札・調整

第16条（応札方式）

- i m a - n e t 会員は、I M A 出品車における第17条に定めるライブ応札および第18条に定める不在応札を行うことができる。
- i m a - n e t L I T E 会員は、I M A 出品車に対して「不在応札」を行うことができる。

第17条（ライブ応札）

ライブ応札とは i m a - n e t 会員が i m a - n e t サイト内より I M A 出品車へのセリに直接参加することをいう。

- ① ライブ応札にて落札した車両は全ていすゞモーターオークション規約に準ずる。
- ② i m a - n e t 会員はインターネット環境（パソコン、サーバー、通信回線、通信機器等）障害による応札不具合が起りうることに予め同意するものとし、いすゞユーマックスはその場合に於いて一切の責は負わない。

第18条（不在応札）

不在応札とは会員が i m a - n e t サイト内において購入希望車両に対し希望落札金額を入力することによって I M A 出品車へのセリに参加することをいう。

- ① 不在応札にて落札した車両は全ていすゞモーターオークション規約に準ずる。
- ② 不在応札の申し込みは I M A 開催日前日の受付開始より、I M A 開催日当日、会場セリ中車両の約50台以降の出品車両とし、出品順位50台までの車両に関しては、開催日当日セリ開始15分前までとする。
- ③ 入札の取消及び入札価格修正に関する受付時間も上記と同様とする。
- ④ 入札車両に対し、I M A 開催日前日の受付開始後に、記載事項訂正や出品取消が発生した場合は入札を取り消しとし、新たな入札も受け付けないものとする。
- ⑤ 入札締切間際の入札については、ブラウザ上に受付済みの表示がなされた場合でも入札されていない場合がある。

第19条（ライブ調整）

ライブ調整とは i m a - n e t 会員が i m a - n e t サイト内にて、自社出品車両の売りきりができることをいう。

- ① ライブ調整可能な車両は全ていすゞモーターオークション規約に準ずる。
- ② i m a - n e t 会員はインターネット環境（パソコン、サーバー、通信回線、通信機器等）障害による調整不具合が起りうることに予め同意するものとし、いすゞユーマックスはその場合に於いて一切の責は負わない。
- ③ ライブ調整を行わない場合の、コンダクターの落札価格に関する権限は、いすゞモーターオークション規約に準ずる。

第5章 検査

第20条（検査関係）

いすゞモーターオークション会員規約に準ずる。

第6章 落札 及び 搬出

第21条（落札価格・落札権限）

① 売切り後のセリ上がりの場合、不在応札における落札決定金額権限（不在入札価格以上の場合）は、「不在入札価格+セリ上げ価格」までとする。

【例1】不在入札価格：200千円／セリ上げ価格：3千円

→ 落札決定金額権限：203千円まで

【例2】不在入札価格：200千円／セリ上げ価格：5千円

→ 落札決定金額権限：205千円まで

② セリ車輛に対し、同一価格での入札が存在する場合、落札決定権限は、受付時間の早い入札を優先とする。

第22条（その他落札関係）

いすゞモーターオークション会員規約に準ずる。

第23条（車輛搬出）

いすゞモーターオークション会員規約に準ずる。

第7章 手数料

第24条（手数料）

会員は、IMA出品車をi m a - n e tにて落札した場合、会場落札料に加え以下に定める手数料を事務局に支払わなければならない。

[落札手数料]

	ライブ落札料	不在落札料
i m a - n e t会員	5,000円	5,000円
i m a - n e t L I T E会員	ライブ利用不可	10,000円

但し、消費税相当額を別途加算する。

第25条（手数料の改定）

事務局が手数料の改定を必要と認めた場合、任意に改定し、会員に通知することとする。

第8章 クレーム

第26条 (クレーム)

いすゞモーターオークション会員規約に準ずる。

第9章 業務関係

第27条 (業務関係)

いすゞモーターオークション会員規約に準ずる。

第10章 その他

第28条 (施行)

平成20年4月1日施行

平成26年4月1日改訂

令和3年9月1日改訂

令和4年4月1日改訂

以上